

ソルベンシー・マージン基準の見直しについて

保険研究部門 猪ノ口 勝徳
inoguchi@nli-research.co.jp

1. はじめに

4月3日に、金融庁から「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等について」が公表された。これは、保険会社の健全性を示す保険金の支払余力（ソルベンシー・マージン）比率の算出基準見直しに向け、金融庁の有識者検討チームが提言をまとめたものである。内容を見ると、当面の課題としてリスク係数やマージンに算入される項目についての厳格化を提言するとともに、今後の方向として保険会社のソルベンシー評価は経済価値ベースの評価に向かうべきである、すなわち時価評価を取り入れるべきであるとの提言を行っており、興味深い。

そこで本稿では、ソルベンシー・マージンのそもそもの意味に立ち返りつつ、今回の提言内容の意義を考えてみたい。

2. ソルベンシー・マージンとは何か

保険会社は多様なリスクに対峙しているが、これらは「通常の予測の範囲内のリスク」と「通常の予測を超えて発生するリスク」に区分できる。そして保険会社では、前者には責任準備金、後者にはソルベンシー・マージン（資本や価格変動準備金等の負債）で対応している。

責任準備金は、将来の保険金支払に備えて積

み立てる保険会社最大の負債項目であるが、「通常の予測の範囲内」の将来の死亡率の変動や金利の変動に耐えられる計算となっている。しかし、大規模な震災や大幅な株価の下落等の「通常の予測を超えて発生するリスク」は責任準備金に反映されておらず、この部分はソルベンシー・マージンで対応することになっている。

また責任準備金とソルベンシー・マージンでは、リスクをカバーする期間も異なっている。具体的には、前者が保険契約消滅時までの期間をカバーするのに対し、後者がカバーする期間は「1年」とされている。

以上のことからソルベンシー・マージンは、保険契約消滅時までの「通常の予測の範囲内のリスク」については責任準備金で対応されていることを前提に、今後1年間に発生する「通常の予測を超えて発生するリスク」に対応する余力であることが理解できる。このため、ソルベンシー・マージン基準のリスク係数は今後1年間のリスク量を基に定められている。予定利率リスクについても例外ではなく、現在の係数は今後1年間の逆ざやの期待値を基に設定されている。しかし、長引く低金利状況で、逆ざやは当面継続するものとも考えられることから、現在の予定利率リスク係数が妥当かどうかという疑問が生じる。このことが、経済価値ベースの

評価に向かわせる理由となっているのである。

3. 適切な責任準備金評価とは

1年分の逆ざやを基に予定利率リスク係数を設定してよいのかとの疑問に対して、責任準備金の中で将来の逆ざやへの対応が十分に行われているのであれば、ソルベンシー・マージンの本来の意味に照らして問題がないと言える。しかし、責任準備金で十分な対応ができていない場合には、保険会社のソルベンシーを正確に表せているとは言えない。この状態を是正するためには、ソルベンシー・マージン基準を見直すよりも責任準備金を見直すほうが適切である。なぜなら、ここで問題にしている逆ざやリスクは今後1年間のものではなく、保険契約消滅時までのリスクであるからである。

保険会社は保険料率設定時に、将来の保険金等の予測キャッシュフローと現価計算するための割引率を設定している。前者を予定保険事故発生率、後者を予定利率と呼んでいる（これらを総称して基礎率と呼ぶ）。また、各事業年度末の責任準備金の計算においても、将来の予測キャッシュフローに割引率を用いた現価計算を行って責任準備金を算出している。

ところで、各事業年度末の責任準備金を計算するに当たり、保険料設定時の基礎率を使用する方法が一般的である（保険料設定時の基礎率を固定して用いることからロック・イン方式と呼ばれる）。この方法は保険料率設定時から大きな状況変化（特に状況の悪化）がない場合には妥当な方法である。他方、直近の発生率や金利の動向を踏まえた基礎率に基づき責任準備金を計算する方法が考えられる。これが経済価値ベースの責任準備金と呼ばれるものである。責任準備金計算には保険契約消滅時までの要素が反映されるので、将来の逆ざやを適正に見込むためには、経済価値ベースの責任準備金を算出することが解決策として考えられるのである。

ところで、現行のロック・イン方式の責任準備金は将来の逆ざやリスクに対応できていないと言い切れるのであろうか。これを判定するためには、現在の責任準備金をベースに将来の収支予測を行えばよい。将来において利益が見込めるのであれば現在の責任準備金で問題はないが、損失が予想されるのであれば現在の責任準備金では準備が不足していることになる。

そこで生保各社の最近の損益状況を見ると、逆ざや状態にはあるが十分な基礎利益を確保していることが分かる。また、過去からのトレンド等を踏まえると、当面（5年や10年程度）は十分な基礎利益を確保できるのではないかと推測できる。したがって、近い将来に関しては、現在の責任準備金で今後の逆ざやに対応できていると考えられるが、さらにその先になると、逆ざやの影響がどれほどあるのか判断が難しい。もっとも、先になればなるほど、不確定要因が大きくなるので、十分な信頼性をもって予測することは困難になるが、今回の提言は、その困難な課題に取り組むことを要請していると読み取ることができる。保険会社の正確なソルベンシー評価に向け、関係者の今後の努力に期待したい。

4. おわりに

保険会社のソルベンシーを正確に測定するために、経済価値ベースの負債評価を行うことは重要である。しかし、経済価値ベースの負債評価にも問題がないわけではない。将来の見通しが保険会社にとって楽観的なものである場合、責任準備金にその要素が反映され、現行基準（ロック・イン方式）による責任準備金を下回る額になる可能性が否定できない。保険契約者保護の観点から、現行基準を下回る責任準備金となることに対しては、慎重な検討を望みたい。